

# 相生市インスタグラム運用ガイドライン

平成 30 年 5 月 7 日策定  
相生市企画広報課

## 1 インスタグラムとは

インスタグラムとは、写真を撮影・加工し、共有するソーシャルネットワーキングサービス。スマートフォンアプリを通じて投稿・閲覧することができるほか、閲覧のみであればパソコンなどからもできる。

## 2 ガイドラインの目的

若い世代に浸透している SNS であるインスタグラムを広報媒体として利用し、市の魅力を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

## 3 適用範囲

このガイドラインは、本市公式インスタグラムを運用する全ての者に適用する。

## 4 インスタグラムページ

インスタグラムページは、本市公式のページを設置した当該課(室)がその管理を行う。

## 5 投稿

- (1) 投稿者は、当該課の職員のみとする。
- (2) 投稿内容は、原則として当該課の情報とする。
- (3) 投稿に対するコメントに関し、「いいね!」、コメント、シェアの取扱いについては、当該課において運用を決定する。
- (4) 投稿内容と関係のないコメントや、好戦的・反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容のコメントが寄せられた場合には、投稿者に許可なく「非表示」または「削除」を行うものとする。

## 6 遵守事項

このガイドラインのほか、相生市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、インスタグラム規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

## 7 停止または削除

インスタグラムの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記した上で速やかにインスタグラムを停止、またはアカウントを削除するものとする。

## 8 その他

- (1) 投稿内容に関しては、当該課の所属長がその責を負うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、企画広報課長は対象職員に対して一定期間インスタグラムを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、企画広報課が適切な判断を行うものとする。